

「七海兵右衛門頌徳碑」について

整理番号	石川〇四	題額	七海兵右衛門君頌徳表	題額揮毫	田治八十八	碑記撰文	田治八十八	碑記揮毫	田治八十八
------	------	----	------------	------	-------	------	-------	------	-------

鐫刻	七尾石工池田	撰文建碑年	一九二四・大正一三	住所	七尾市和倉温泉	場所	弁天崎公園	備考	
----	--------	-------	-----------	----	---------	----	-------	----	--

一. はじめに

本石碑は、和倉に埠頭を建設するにあたり、資金援助など多大な貢献をした、七海兵右衛門の徳をたたえたものである。埠頭建設は明治四十一年だが、本石碑の建立はそれから十六年後の大正十三年であった。

○写真1 石碑全体正面



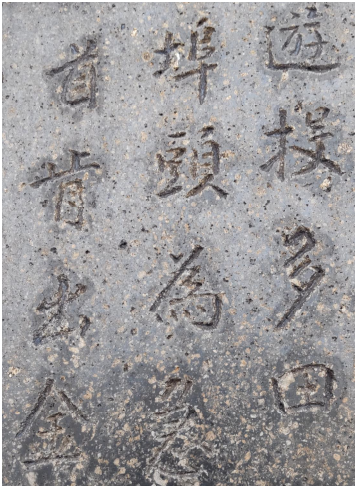
○写真2 頌徳碑



○写真3 碑文の石碑



○写真4 「碑記」部分



二. 翻刻並に訳注

■翻刻

◎題額

七海兵右衛門君

頌徳表

◎碑記

辨天島埠頭碑

和倉温泉蓋昔時在海中所涌浦之名因起也後填海得壤構  
舍待客實屬貳百有餘季前之事爾來徐圖緩急施設漸備然  
猶不足者多如闕埠頭其尤者也蓋浴客之來往概藉汽船而

岸頭著小艇甚不便雖風靜波恬之日老幼尚難上陸一日七  
海君來遊投多田館謂館主人吉松曰此地招浴客繁榮之策  
須以設埠頭為急顧其資幾何也乎吉松曰一千有餘金而可  
也君直首肯出金授之曰速起工且代予督之吉松大喜乃就  
辨天島地嘴築碼頭三閱月而成實明治戊申之秋也於是嚮  
之艱上陸者一朝而得免君之惠不亦大哉也君名兵右衛門  
能登穴水之人資性篤厚雖家積鉅資自奉極薄鄉里有事則  
不嗇財豈可不愈敬而益重乎哉因樹石欲以表謝意併傳之  
於不朽和倉鑛泉組合使予紀之仍叙梗概如此

大正甲子季晚秋

半山人田治八十八撰并書

## 和倉鑛泉組合 同廿七日會

七尾石工池田作

\*異体字等

○蓋 蓋。 ○所 所。 ○實 實。 ○貳 貳。 ○舩 舩。 ○哉 哉。

■訳注

●本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎題額

七海兵右衛門君

頌徳表

◎碑記

和倉温泉、蓋昔時在海中。  
所涌浦之名、因起也。

後填海、得壤、構舎、待客。

實屬貳百有餘季前之事。

爾來徐圖緩急、施設漸備。

然猶不足者、多如闕埠頭、其尤者也。

蓋浴客之來往、概藉汽船。

而岸頭著小艇、甚不便。

雖風靜波恬之日、老幼尚難上陸。

一日、七海君來遊、投多田館。

謂館主人吉松曰、此地招浴客、繁榮之策、須以設埠頭為急。顧其資幾何也乎。

吉松曰、一千有餘金而可也。

君直首肯、出金、授之、

曰、速起工、且代予督之。  
吉松大喜、乃就辨天島地嘴、築碼頭。  
三閱月而成。

實明治戊申之秋也。  
於是、嚮之艱上陸者、一朝而得免。  
君之惠、不亦大哉也。

君名兵右衛門、能登穴水之人。

資性篤厚、雖家積鉅資、自奉極薄。

鄉里有事、則不嗇財。

豈可不愈敬而益重乎哉。

因樹石、欲以表謝意、併傳之於不朽。

和倉鑛泉組合、使予紀之。

仍叙梗概如此。

大正甲子季晚秋、

半山人田治八十八撰并書。

和倉鑛泉組合同廿七日會。

七尾石工池田作。

● 訓詁

◎ 題額

七海兵右衛門君、頌徳の表。

◎ 碑記

和倉温泉は、蓋し昔時は海中に在り。

涌くところの浦の名、因りて起るなり。

後ち海を填め、壤を得、舎を構へ、客を待す。

實に弑百有餘季前の事に屬す。

爾來、徐々に緩急を圖り、施設漸く備はる。

然れども猶ほ足らざる者は、多く埠頭を闕くがごとき、其の尤もなる者なり。

蓋し浴客の來往は、概ね汽船に藉る。

而して岸頭に小艇を著くるは、甚だ便ならず。

風靜かに、波恬おたやかの日と雖も、老幼は尚ほ上陸し難し。

一日、七海君來遊し、多田館に投ず。

館主人の吉松に謂ひて曰く、此の地の浴客を招く繁榮の策は、須らく埠頭を設くるを以て

急となすべし。顧るに其の資は幾何ならんか、と。

吉松曰く、一千有餘金にして可なり、と。

君直ちに首肯して、金を出し、之を授けて、曰く、

速やかに工を起こせ。且つ予に代りて之を督せ、と。

吉松大いに喜び、乃ち辨天島の地の嘴に就きて、碼頭を築く。

三たび月を閲して成る。

實に明治戊申の秋なり。

是において、嚮<sup>さき</sup>の上陸に艱<sup>かた</sup>き者、一朝にして免かるを得。  
君の恵み、亦た大ならずや。

君 名は兵右衛門、能登穴水の人なり。  
資性は篤厚にして、家は鉅資を積むと雖も、自ら奉ずること極めて薄し。  
郷里に事有らば、則ち財を畜まず。

豈に愈々敬して益々重からざるべけんや。

因りて石を樹<sup>た</sup>て、以て謝意を表し、併せて之を不朽に傳へんと欲す。

和倉鑛泉組合、予をして之を紀<sup>しる</sup>さしむ。

仍りて梗概を叙すること此<sup>か</sup>くの如し。

大正甲子季晩秋、

半山人田治八十八撰し并せて書す。

和倉鑛泉組合同廿七日会。

七尾石工池田作す。

### ●人物

○七海兵右衛門 穴水の廻船問屋。埠頭建設ののち、身代を潰したという（二人のために波止場を作る）〔北国新聞〕。

○多田吉松 旅館多田館の主。二代目喜左エ門の弟で、あとを継いだ。吉松のあとは、二代目喜左エ門の子である喜二郎が継いだ。喜二郎は、ボーリングによって湯量を確保するなど和倉温泉全体のために尽力したが、多角経営にのりだすなど手を広げすぎ、多田館は休業となった。のち、喜二郎の養子の信二が美湾荘として多田館を復活させ、現在に至る。

○半山人田治八十八 「七尾の碑」によれば、半山が号で、七尾小島の人。文人で、明治の終わり頃から「七尾一幅会」という書画頒布会を開催したり、昭和のはじめに「能登研究」という雑誌を発行したという。また明治三十八年に刊行された、和倉温泉の宣伝を目的とした「美湾雑誌」という刊行物がある。その著作兼発行者が田治八十八であった。昭和十一（一九三六）年没。

○七尾石工池田 不詳。

### ●注

#### ◎題額

○表 石碑のこと。

#### ◎碑記

○所涌浦之名 湯が海中から湧き出たので、湧く浦（わくうら）と呼ばれ、やがて嘉字の「和」を含む「和倉」の表記となった。

○壤 大地、陸地。

○季 年。

○圖緩急 圖は計画する、方法を講じる。緩急は、緩やかなことと緊急なこと。緩やかでよいことと緊急にすべきことをそれぞれ時に応じて対応した、ということだろう。

○藉 頼る。

○小舩 小舟。

- 恬 　しずか、穏やか。
- 嘴 　くちばし。ここでは突端。
- 碼頭 　波止場、埠頭。
- 三閏月 　三ヶ月。
- 明治戊申 　四十一（一九〇八）年。
- 一朝 　一旦。わずかの時間。
- 穴水 　今の鳳珠郡穴水町。
- 資性 　生まれつきの性質。
- 篤厚 　人情深く親切。
- 鉅資 　大きな資産。
- 不畜財 　財を惜しまず抛出した。
- 紀 　記載する、記す。
- 大正甲子 　十三（一九二四）年。
- 季晚秋 　旧暦九月。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

◎題額

七海兵右衛門君の徳を称える碑。

◎碑記

【和倉温泉のはじまりと発展】

和倉温泉は、昔は海の中にあつた。

「涌浦（わくうら、わくら）」の名は、そこから起こつた。

そののち、海を埋め立てて陸地とし、宿舎を構築して客を待遇するようになった。実に二百年余り前のことである。

それ以来、緩急違ひはあつたが次第に施設が整備されてきた。

【波止場を欠くことの弊害】

しかし、それでも不足していたものとしては、船の発着場である埠頭（波止場）が無かつたことが、最も手痛いことであつた。

思うに、入浴客が往来するのは、概ね汽船を利用してはいた。

そして、和倉温泉の岸辺に、小舟を着けることはとても不便であつた。

風が静かで波が穏やかな日でも、小舟の着岸は難しく、年寄りや子どもたちには危険で、とても上陸することができなかつた。

【七海兵右衛門の来遊と埠頭建設の企て】

ある日、穴水の人七海兵右衛門君が和倉温泉に来遊し、多田旅館に投宿した。

兵右衛門君は、主人の多田吉松にこう言った、

「この和倉の地に入浴客をまねく繁栄の策としては、埠頭を建設するのが最も急務である。思うに、埠頭建設の費用はどのくらいだろうか」と。

主人の吉松は「一千金あれば、よいでしょう」と答えた。

すると、兵右衛門君は直ちに首肯して、一千金を出し、それを吉松に与えて言った、「速やかに工事を始めなさい。また私に代わつてあなたが監督しなさい」と。

### 【埠頭の完成とその恩恵】

吉松は大いに喜んだ。そして弁天島の突端部分の地に埠頭を建設した。起工から三ヶ月で、埠頭は完成した。明治四十一年秋のことであった。かくして、和倉温泉への上陸の困難さは、すみやかに解消し、年寄りや子どもたちも安全に温泉に入ることができるようになったのである。

兵右衛門君のもたらした恩恵たるや、誠に大きなものであると言えよう。

### 【七海兵右衛門君の紹介】

君の名は兵右衛門で、能登穴水の人である。

生まれつきの人柄は人情深く親切だった。

実家は大層な資産があったが、自分自身のために使うことはほとんどなかった。郷里に何か必要な事があれば、惜しみなく財産を拠出したのである。

まことにいよいよ敬意をはらうべく、ますます重んずるべきことであるといえよう。

### 【頌徳碑の企て】

そこで石碑を建てて、感謝の気持ちを表すとともに、兵右衛門君の恩徳を永遠に伝えたいと考えたのである。

### 【和倉鉱泉組合による撰文の依頼】

そして石碑を立てる和倉鉱泉組合が、私に碑文を撰述することを依頼してきた。そこでその間のあらましを以上のようにまとめた。

### 【記事】

大正十三年晩秋、号半山人の田治八十八が撰文し、あわせて書した。

### 【建碑者】

和倉鉱泉組合合同二十七日会

### 【石碑作製者】

七尾の石工である池田某が作製した。

## 三. 主な参考資料

### ① 翻刻

・北村三郎『石川県産業功労碑集』北陸往来社、一九六三

### ② 論文など

- ・七尾の碑編集委員会『七尾の碑』七尾市立図書館友の会編、一九九九。
- ・「人のために波止場を作る―身代つづした七海兵右衛門今に語り草」「碑をたずねて②」
- 「北国新聞」一九五四・三・二四
- ・北陸中日新聞七尾支局『わくら物語』中日新聞北陸本社、一九八一

\*本稿作成にあたり、和倉温泉美湾荘、和倉温泉旅館協同組合、石川県立図書館、七尾市立図書館より情報をいただいた。ここに記してお礼としたい。

以上